



沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当 日 が 県 の 休 日 に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（企業立地推進課） 1
- 告 示
- 民有保安林の指定の解除の予定（森林管理課） 1
- 公 告
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（教育庁学校人事課） 2
- 病院事業局事項
- 令和5年度における沖縄県病院事業局職員の夏季等休暇の特例に関する規程 2
- 令和5年度における沖縄県病院事業局会計年度任用職員の夏季等休暇の特例に関する訓令 2

規 則

沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月12日

沖縄県知事 玉城康裕

沖縄県規則第54号

沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和63年沖縄県規則第39号）の一部を次のように改正する。

別表第3項の表中「980,300円」を「869,000円」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

告 示

沖縄県告示第418号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和5年12月12日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 解除予定保安林の所在場所 宮古郡多良間村字仲筋赤ダン2281番5・2281番8・字仲筋宮良バ2505番1
(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、字仲筋赤ダン2281番7、字仲筋宮良バ2505番8
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 飛行場用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県宮古農林水産振興センター農林水産整備課において縦覧に供する。)

公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和5年12月12日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 県立学校勤務管理システム運用保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県教育庁学校人事課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 契約の相手方を決定した日 令和5年10月12日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社国建システム 代表取締役 幸地長秀 那覇市久茂地1丁目2番20号
- 5 契約金額 52,551,900円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第6号

病院事業局事項

沖縄県病院事業局管理規程第10号

令和5年度における沖縄県病院事業局職員の夏季等休暇の特例に関する規程を次のように定める。

令和5年12月12日

沖縄県病院事業管理者
病院事業局長 本竹秀光

令和5年度における沖縄県病院事業局職員の夏季等休暇の特例に関する規程

沖縄県病院事業局職員就業規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第11号）第20条第15号の規定の適用については、令和5年度にあっては、同号中「毎年5月1日から12月31日まで」とあるのは、「令和5年5月1日から令和6年3月31日まで」とする。

附 則

この規程は、令和5年12月12日から施行する。

沖縄県病院事業局訓令第3号

令和5年度における沖縄県病院事業局会計年度任用職員の夏季等休暇の特例に関する訓令を次のように定める。

令和5年12月12日

沖縄県病院事業管理者
病院事業局長 本竹秀光

令和5年度における沖縄県病院事業局会計年度任用職員の夏季等休暇の特例に関する訓令

沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程（令和2年沖縄県病院事業局訓令第3号）第19条第10号の規定の適用については、令和5年度にあっては、同号中「1の年度の5月から12月まで」とあるのは、「令和5年5月から令和6年3月まで」とする。

附 則

この訓令は、令和5年12月12日から施行する。

| | |
|---|--|
| 発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074 | 印刷所 沖縄県総務部総務私学課（文書法規班印刷室） 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁地下1階 |
|---|--|